

# 門真市飲食店等マップ掲載店舗 募集要領

## 【申請受付期間】

令和7年6月13日（金）

～ 令和7年**7月13日（日）** 申請締切

## 【申請方法】

＜オンライン＞ 又は ＜FAX・メール＞

＜オンライン＞

（申請フォーム）

飲食店等マップ掲載店舗登録申請フォーム



[https://va.apollon.nta.co.jp/kadomashi\\_map2025/](https://va.apollon.nta.co.jp/kadomashi_map2025/)

＜FAX・メール＞

（送付先）かどまを満喫ツーリズム事務局

FAX：06-6204-1763

メール：kadoma\_city@nta.co.jp

※持参での受付はしていませんので、ご了承下さい。

※申請フォームは門真市ホームページにも掲載しています。

URL:[https://www.city.kadoma.osaka.jp/machizukuri\\_rodo/shogyo/25848.html](https://www.city.kadoma.osaka.jp/machizukuri_rodo/shogyo/25848.html)

令和7年6月

かどまを満喫ツーリズム事務局

# 1. マップの概要

本市への通勤者だけでなく、外国人も含めた市域外から訪問する人が生まれている状況において、訪問する人をさらに滞在させるため、飲食店、宿泊施設、小売事業者等のマップの日本語版を令和5年度に作成しました。その飲食店等マップを更新するとともに、訪問する外国人をさらに滞在させるため、外国語版を作成します。

|                |                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| エリア区分<br>(4区分) | ①門真市駅及び西三荘駅周辺 ②古川橋駅周辺、<br>③大和田駅及び萱島駅周辺 ④その他<br>※各エリア区分については、事務局にて判断いたします。 |
| 掲載店舗数          | 120店舗想定<br>※申込多数の場合は掲載できない場合があります。                                        |
| 仕様             | A 4 版 中綴じ 2 0 ページ程度 両面フルカラー                                               |
| 配布部数           | 各言語 5,000部（日本語/簡体字/繁体字/韓国語）                                               |
| 配布開始日          | 10月頃（予定）                                                                  |

# 2. 対象となる店舗（下記①から③のいずれかに該当）

①飲食店 ②ギフトショップ ③観光施設

## 「ギフトショップ」とは

この事業でいうギフトショップの定義は、門真市の魅力を発信する商品を販売する店舗とします。

## 「観光施設」とは

**大分類M－宿泊業、飲食サービス業 中分類751－旅館、ホテル**に分類される店舗。

# 3. 対象となる条件

- （1）門真市の区域内に所在していること。
- （2）現時点で継続して営業しており、今後も営業する意思を有していること。
- （3）飲食店等マップを店舗内等に置くことができること。

## 4. 対象とならない店舗

- ① 次のいずれかに該当する中小企業者  
ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者  
イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者  
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ② 暴力団（門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号。  
以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ③ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- ④ 暴力団密接関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）
- ⑤ 前に掲げる者のいずれかが代表者又は役員等（無限責任社員、取締役、執行役  
若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人又は清算人をいう。）となっている者
- ⑥ 宗教法人又は政治団体
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条  
第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種を営む者
- ⑧ 大規模小売店舗（建物内の小売店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗）の中で  
営業する者
- ⑨ 日本チェーンストア協会、または日本フランチャイズチェーン協会の会員
- ⑩ 前に掲げる者のほか、掲載対象店舗として不適当と認められる事由がある者

## 5. マップの版權

著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権、所有権及びその他一切の権利は門真市に帰属し、門真市が独占的に使用できるものとする。

### 問 合 せ 先

#### かどまを満喫ツーリズム事務局

（TEL） 06-6226-8301

（開設時間） 午前9時～午後5時30分

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）